

09 JR春闘シリーズ ③

春闘制度改善要求

専任社員の雇用条件、 労働条件を改善せよ！

本部は、2009年春季生活闘争で、専任社員の雇用条件、労働条件の改善を大きな柱に申し入れを行いました。現在、多くの組合員が専任社員として働いています。しかし、現職社員と同じ労働時間、作業内容であるにもかかわらず、賃金が低いなど多くの組合員が不満を持っています。

また、専任社員として働きたいが、今の労働条件では体力的に不安があって、泣く泣く諦めざるを得ない状況も発生しています。高齢化する社会の中で、安心して働ける雇用条件、労働条件をしっかりと確保しなければならないと考えています。今春闘で、専任社員の雇用条件、労働条件の改善を求めて闘います。

1. 専任社員として再雇用を希望する社員の全員採用。
2. 「49才から59才までの間に懲戒処分3回以上、訓告、勤務成績不良で期末手当減額5回以上受けた者は専任社員として再雇用しない」とする採用基準撤廃。
3. 専任社員の基本給の区分を廃止し、一律200,000円に改善する。
4. 専任社員の契約満了報労金の区分を廃止し、1年以上300,000円、2年以上650,000円、3年以上1,050,000円、4年以上1,650,000円、5年以上2,500,000円とする。
5. 専任社員の労働条件については賃金と年齢を考慮したものとする。具体的には、専任社員用の労働時間、作業ダイヤ、行路・交番などを作成し、高齢者が安心して働ける環境を整える。
6. 専任社員の雇用契約の終了について、私傷病による欠勤期間を90日から180日に改善する。
7. 福利厚生については、社員と同等とする。特に社宅の入居に際し希望する社員全員の無条件入居。